

指導監査改善報告書

法人名：(福)昌寿会

事業所名：特別養護老人ホーム ほづみ

項目	指摘内容	改善時期	改善状況
施設会計	<p>(経理規程について)</p> <p>経理規程について、社会福祉法人会計基準省令(厚生労働省令第79号)に、一部、準拠していないので、是正すること。</p> <p>【根拠法令等：平成28年3月31日付「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」1(4)】</p>	<p>令和元年9月1日 逆戻し</p>	<p>準拠していない項目等を是正し、理事会にて承認をいたします。(令和元年11月15日)</p> <p>別紙添付</p>
	<p>(積立金について)</p> <p>積立金について、貸借対照表(純資産)に「その他積立金」の名称で計上されているが、積立金を計上する際は、積立の目的を示す名称を付した勘定科目で計上すること。</p> <p>【根拠法令等：平成28年3月31日付「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」19】</p>	<p>令和元年10月1日</p>	<p>貸借対照表「その他積立金」の名称は施設整備積立金と勘定科目で計上致します。</p>

※上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

指導監査改善報告書

法人名：(福)昌壽会

事業所名：特別養護老人ホーム ほづみ

項目	指導内容	改善状況	改善状況
施設会計	<p>(賞与引当金について)</p> <p>夏季賞与引当金(給与規程第17条「賞与は6月1日、12月1日に在職する職員に対してそれぞれの基準日以前6ヶ月間の勤務成績に応じて支給)について、当該引当金は計上されているが、社会保険料等(事業主負担)が勘案されていないので、適正に計上すること。</p> <p>【根拠法令等：厚生労働省令第79号(社会福祉法人会計基準：平成28年3月31日付)第5条及び経理規程第58条】</p>	<p>令和2年5月</p>	<p>夏の法定福利費^等を勘算し、賞与引当金を計上する^等とする。</p>

※上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

2

第 号議案

経理規程

(事業区分、拠点区分及びサービス区分)	(事業区分、拠点区分及びサービス区分)
<p>第6条</p> <p>4 前項までの規定に基づき、当法人において設定する事業区分、拠点区分及びサービス区分は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 社会福祉事業区分</p> <p>① 豊中グリーンヒル拠点区分 法人本部 特別養護老人ホーム豊中グリーンヒル 短期入所生活介護事業 豊中グリーンヒルデイサービスセンター 豊中グリーンヒルホームヘルパーステーション 老人介護支援センター 生計困難者に対する支援相談事業 豊中グリーンヒル診療所 豊中グリーンヒル居宅介護支援事業所</p> <p>② ほづみ拠点区分 特別養護老人ホームほづみ 短期入所生活介護事業 ほづみデイサービスセンター(一般型・認知症型) ほづみヘルパーステーション 生計困難者に対する支援相談事業 ほづみ診療所 ほづみ居宅介護支援事業所</p> <p>(寄附金品の受入手続)</p> <p>第26条 寄附金を受け入れる場合には、会計責任者は寄附者が作成した寄附申込書に基づき、寄附者・寄附金額及び寄附の目的を明らかにして理事長の承認を受けなければならない。 また、法人運営に重大な影響があるものは理事会の承認を得なければならない。</p> <p>(小口現金)</p> <p>第29条 小口の支払いは、定額資金前渡制度による資金(以下「小口現金」という。)をもって行う。</p> <p>2 小口現金を設ける場合には、出納担当者、その必要性を文書により説明したうえで、会計責任者の承認を得なければならない。</p>	<p>第6条</p> <p>(事業区分、拠点区分及びサービス区分)</p> <p>4 前項までの規定に基づき、当法人において設定する事業区分、拠点区分及びサービス区分は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 社会福祉事業区分</p> <p>③ 豊中グリーンヒル拠点区分 法人本部 特別養護老人ホーム豊中グリーンヒル 短期入所生活介護事業 豊中グリーンヒルデイサービスセンター 豊中グリーンヒルホームヘルパーステーション 老人介護支援センター 生計困難者に対する支援相談事業 豊中グリーンヒル診療所 豊中グリーンヒル居宅介護支援事業所</p> <p>④ ほづみ拠点区分 特別養護老人ホームほづみ 短期入所生活介護事業 ほづみデイサービスセンター(一般型・認知症型) ほづみヘルパーステーション 生計困難者に対する支援相談事業 ほづみ診療所 ほづみ居宅介護支援事業所</p> <p>(寄附金品の受入手続)</p> <p>第26条 寄附金を受け入れる場合には、会計責任者は寄附者が作成した寄附申込書に基づき、寄附者・寄附金額及び寄附の目的を明らかにして理事長の承認を受けなければならない。 また、法人運営に重大な影響があるものは理事会の承認を得なければならない。</p> <p>(小口現金)</p> <p>第29条 小口の支払いは、定額資金前渡制度による資金(以下「小口現金」という。)をもって行う。</p> <p>2 小口現金を設ける場合には、出納担当者、その必要性を文書により説明したうえで、会計責任者の承認を得なければならない。</p>

第 号議案

經理規程

附則

4 この規程の改定は、理事会の承認により平成29年4月1日から実施し、平成29年度会計年度より適用する。

平成4年8月1日 施行
 平成5年4月1日 改定
 平成6年4月1日 改定
 平成7年4月1日 改定
 平成8年4月1日 改定
 平成9年5月30日 改定
 平成11年4月1日 改定
 平成12年4月1日 改定
 平成13年3月31日 改定
 平成18年4月1日 改定
 平成19年4月1日 改定
 平成21年4月1日 改定
 平成24年12月1日 改定
 平成26年12月1日 改定
 平成28年4月1日 改定
 平成28年4月1日 遡及施行
 平成29年4月1日 改定
 平成29年4月1日 遡及施行
 平成30年4月1日 遡及施行改定
 令和元年 月 日 改定

附則

4 この規程の改定は、理事会の承認により平成29年4月1日から実施し、平成29年度会計年度より適用する。

平成4年8月1日 施行
 平成5年4月1日 改定
 平成6年4月1日 改定
 平成7年4月1日 改定
 平成8年4月1日 改定
 平成9年5月30日 改定
 平成11年4月1日 改定
 平成12年4月1日 改定
 平成13年3月31日 改定
 平成18年4月1日 改定
 平成19年4月1日 改定
 平成21年4月1日 改定
 平成24年12月1日 改定
 平成26年12月1日 改定
 平成28年4月1日 改定
 平成28年4月1日 遡及施行
 平成29年4月1日 改定
 平成29年4月1日 遡及施行
 平成30年4月1日 遡及施行改定